保健福祉だより

5月

◎事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
9	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	保健福祉センター
10	水	機能訓練 （後遺症者の集い）	脳卒中及びそのほかの後遺症者	
23	火	胃がん検診 ・対象者は、40歳以上の一般住民 ・ただし、39歳以下でも希望者は受診できます。	東長島集落センター 曲通多目的施設 大別当集落センター	
24	水		保健福祉センター	
25	木		保健福祉センター	
26	金	予防接種「麻しん」 午後1時30分から	生後12カ月から7歳6カ月	
		・受付　午前7時30分から	保健福祉センター	
30	火	1歳6カ月児健診 午後1時30分から	平成10年10月1日から平成11年1月31日までに生まれた人	保健福祉センター
31	水	機能訓練 （後遺症者の集い）	脳卒中及びそのほかの後遺症者	

犬の引き取り日　11日(木)
取り締まり日　12日(金)、26日(金)

年金コーナー

平成12年度の年金額は据え置きとなります

国民年金・厚生年金の年金額は、実質的な価値が変わらないように、前年の全国消費者物価指数の変動率にあわせて、自動的に改定されます。（年金の自動物価スライド制）

平成11年度の全国消費者物価指数は、前年対比で下落しましたが、物価スライドの特例措置により、年金額は前年度と同額に据え置かれました。

平成12年度の国民年金保険料が据え置かれました お得な前納制度をご利用下さい

平成12年度の国民年金保険料は、前年度同額の1か月13,300円、付加保険料は400円です。忘れずに納めましょう。

また、国民年金保険料の納付は、将来の一定期間をまとめて納める前納を利用すると割引があります。

前納制度を利用されますと年額3,850円が割引かれます。

お得な前納制度を是非ご利用下さい。

平成11年度分の国民年金保険料は早めに納めましょう

平成11年4月分から平成12年3月分までの国民年金保険料で、納め忘れはありませんか。

納め忘れの納付書がお手元に残っている場合は、4月28日までに納めて下さい。

5月以降は、今お持ちの納付書では納められなくなりますので、お早めにお願いします。

学生の国民年金保険料納付特例制度がスタート

20歳以上の学生は、国民年金の加入者です。

しかし、学生は通常所得がないため、国民年金保険料の納付が困難な場合がほとんどです。

このため、12年4月から「学生の国民年金保険料納付特例制度」ができました。

「学生の保険料納付特例」の対象者は？

◎大学・短期大学・専門学校等の学生（夜間・通信制は除く）

対象者の基準所得は？

◎学生本人の前年所得が、68万円（収入で133万円）以下の場合。ただし、給与所得控除や基礎控除以外の税控除がある方、又は障害者の方は基準額が変わります。

◎風水害等で保険料の納付が著しく困難な場合

特例を受ける場合の手続きは？

◎年金手帳・学生証等を役場窓口にご持参いただき、申請手続を行なって下さい。

◎申請が承認されると、社会保険事務所から「承認通知書」が送付されます。

特例期間の取り扱いは？

◎年金を受けるために必要な期間になりますので、期間中の病気やケガ等で障害が残った場合や、亡くなった場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。ただし、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

◎10年以内なら追納することができます。追納した場合その当時納付したのと同じ扱いになります。

詳しくは、役場住民課住民係までご相談下さい。

平成12年4月からの保育料をお知らせします

平成12年度保育料は、左の表のとおりとなりました。

今回は、微収金額は昨年度と変わりありませんが、第4階層から第7階層までの区分の定義が改正されました。

この一部改正は、厚生省の指針に近づけたものです。

みなさんのご理解をお願いします。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			微収基準額（月額）円		
階層区分	定義		0歳児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
第2	第1階層及び第4階層から第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,000 （4,000）	7,000 （3,500）	5,000 （2,500）
第3		市町村民税課税世帯	18,200 （9,100）	17,200 （8,600）	14,300 （7,150）
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	29,200 (14,600)	28,200 (14,100)	25,600 (12,800)
第5		40,000円以上140,000円未満	36,900 (18,450)	34,900 (17,450)	29,100 (14,550)
第6		140,000円以上370,000円未満	38,700 (19,350)	36,700 (18,350)	29,100 (14,550)
第7		370,000円以上	39,200 (19,600)	37,200 (18,600)	29,100 (14,550)

※（　）内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入園している場合に、半額となる児童1人分の保育料です。

児童扶養手当 特別児童扶養手当をご存じですか

◎児童扶養手当

離婚などで、父と生計を別にしている児童を育てている母などに支給されます。

・対象となる児童

18歳到達後の最初の3月31日までの間にあり（障害児については20歳未満）、次のいずれかに該当する児童。

(1)父母が離婚した児童
(2)父が死亡した児童
(3)父が重度の障害者である児童
(4)婚姻によらないで出生した児童　など

※支給要件に該当してから5年を過ぎても手続を行わないと、手当を受けられなくなります。

・対象となる児童

◎特別児童扶養手当

心身に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を育てている父母などに支給されます。

・対象となる児童

(1)目や耳など身体の不自由な児童
(2)日常の生活を制限される程度の病気にかかっている児童
(3)知的発達に障害のある児童　など

※詳しいことは、役場住民課保健福祉係まで。

在宅介護支援センターを設置しました

保健・医療・福祉の総合的相談・サービス提供窓口として、平成12年4月からデイサービスセンター内に在宅介護支援センターを設置し、業務を社会福祉協議会に委託しています。

在宅介護支援センターでは、保健・医療・福祉に関する情報の収集と提供を行うとともに、在宅ケアに関する総合的相談窓口となり、介護保険のケアプランの作成をはじめ、ケアマネジメント機能を果たすこととなります。

ご相談は、

月潟村在宅介護支援センター☎375－1026へご相談ください。

歯の健康Q&A

Q　歯と歯肉の境目が削れ、触れると痛みがあり、冷水等がしみます。どうしたらよいでしょう。

A　それは知覚過敏症といって、ブラッシングのし過ぎによって起きます。固い歯ブラシを使い、過剰な力で長期間横磨きをしたため歯の表面のエナメル質が削れ、その下の象牙質が現れ、冷水等がしみるようになったと考えられます。

歯と歯肉の境目の部分は、歯の構造からみてもエナメル質が非常に薄くなっている所ですから間違ったブラッシングをしていると、すぐ削れてしまいます。これがもっと進行すれば痛みが強くなり、歯の神経を抜かなければ治らなくなってしまいます。

早目に歯科医院で治療し、正しいブラッシング方法を教えてもらうことが大切でしょう。

新潟県歯科医師会